

琴平町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の全部を改正する要綱を次のように定める。

琴平町長 片岡英樹

琴平町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の全部を改正する要綱

琴平町防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成31年琴平町告示第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、琴平町（以下「町」という。）における地域住民の身近で起きる犯罪や地域住民が不安に感じる事案の発生を抑止するため、地域の防犯活動に取り組む自治会が防犯カメラを設置するために要した経費に対して琴平町防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、琴平町補助金等交付規則（平成25年琴平町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）防犯カメラ 犯罪の未然防止や地域住民が不安に感じる事案（子ども・女性に対する声掛け事案等）の発生抑止を図るために、主に道路等の不特定多数が利用する公共空間を中心に映すよう固定して設置される画像撮影装置で、画像を記録する機能を有する機器を備えたものをいう。
- （2）自治会 町所定の届出のあった自治会をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件を満たした防犯カメラを設置する事業とする。

- （1）町内に新たに設置するものであること。
- （2）設置主体が自治会であること。
- （3）設置場所の所有者等の同意（当該設置場所が道路等の公共施設である場合は、当該公共施設の管理者の同意）を得ていること。
- （4）道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要な場合には、当該許可等を受けていること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる自治会（以下「補助対象者」という。）は、香川県防犯カメラ設置補助事業補助金交付要綱の規定に基づき香川

県防犯カメラ設置補助事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付決定を受けたものとする。

（補助対象経費及び補助率等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、次のとおりとする。

- （1） 補助対象経費は、防犯カメラ（録画装置及び付属品を含む。）及び防犯カメラの設置を示すプレートの購入並びにこれらの設置に要する費用とし、維持管理費や地代及び占用料は含まない。
- （2） 補助率は、補助対象経費の4分の1以内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- （3） 補助金の上限は、補助対象者につき75,000円とする。ただし、補助対象経費に専用柱を含む場合においては、100,000円を上限とする。
- （4） 他の交付金や助成金等（以下「助成金等」という。）を受ける場合には、補助金に助成金等を加えた額が補助対象経費を超えないものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付申請をしようとする自治会は、町長が別に定める期日までに、琴平町防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うことにより、交付の適否を決定し、琴平町防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）にて当該自治会に通知するものとする。

（交付条件）

第8条 町長は、前条の交付決定に際して、申請者に対して次に掲げる条件を付すものとする。

- （1） 町が定めた防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに基づき、次の事項を盛り込んだ設置・運用要領を定めること。
  - ア 設置目的
  - イ 設置場所、設置台数、撮影範囲及び設置の表示
  - ウ 管理責任者等の指定
  - エ 保管場所、保存期間等の画像の管理
  - オ 画像の利用及び提供の制限
  - カ 保守点検

キ 問い合わせ、苦情等への対応

- (2) 防犯カメラの設置場所に、防犯カメラを設置している旨及び当該防犯カメラの設置団体の名称を記載したプレート等を設置し、周知を図ること。
- (3) 補助対象事業の内容及び補助対象経費の変更（軽微な内容の変更を除く。）、中止又は廃止をする場合には、町長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 町長の求めに応じて補助対象事業に係る報告を行い、又は当該補助対象事業に係る施設、帳簿書類その他の物件の検査を受けること。
- (6) 補助対象事業により取得した財産は、管理責任者が適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的な運用を図ること。
- (7) 補助対象事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、廃棄し、貸付け、又は担保に供する場合は、事前に町長の承認を受けること。
- (8) 前号の規定により町長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付させる場合があること。
- (9) 防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行い、異常が認められる場合は、必要な措置をとること。

（変更等の承認）

第9条 補助金の交付決定を受けた自治会が、前条第3号の補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合は、琴平町防犯カメラ設置事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うことにより、承認すべきと認めたときは、琴平町防犯カメラ設置事業補助金変更等承認通知書（様式第4号）にて当該自治会に通知するものとする。

（事情変更等による交付決定の取消し）

第10条 町長は、補助金の交付決定（変更の承認を含む。以下同じ。）をした後に、事情変更等により特に必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 町長は、前項の決定をしたときは、琴平町防犯カメラ設置事業補助金交付決定取消・条件変更通知書（様式第5号）にて当該自治会に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた自治会は、町長から補助対象事業の遂行の状況について報告を求められたときは、速やかに状況を報告し、指示を受けなければならないものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた自治会は、補助対象事業が完了したときは、速やかに琴平町防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により報告書の提出を受けたときは、設置された防犯カメラが補助対象事業の条件を満たしているか否か確認を行うものとする。

(額の確定通知)

第13条 町長は、前条の規定により確認をした結果、設置された防犯カメラが補助対象事業の条件を満たしていると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、琴平町防犯カメラ設置事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）にて当該自治会に通知するものとする。

(請求)

第14条 自治会は、前条の規定による通知を受けたときは、琴平町防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第8号）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

(情報の提供)

第15条 補助対象事業を実施した自治会は、警察が行う犯罪捜査等のため、補助対象事業に係る防犯カメラの画像の利用が必要な場合は、画像の提供など、警察活動等に協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。